令和８年
伊豆の国市教育委員会９月定例会
会議録

令和８年伊豆の国市教育委員会９月定例会

開会年月日　　令和８年９月 25 日（金）　午後３時 00 分～午後３時 50 分

場　　所　　あやめ会館２階　会議室

日　　程

１　冒　頭（学校教育課長）

２　開　会（教育長）

３　会議録署名委員の決定（教育長）

４　会期の決定（学校教育課長）

５　８月定例会会議録の承認（学校教育課長）

６　教育長報告（教育長）

７　議事日程（議事進行：教育長）

日程第１	報告第 32 号	文化財保護事務の市長部局への移管について
日程第２	報告第 33 号	令和８年度伊豆の国市議会９月定例会提出議案の議決について
日程第３	報告第 34 号	伊豆の国市立学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について
日程第４	報告第 35 号	伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第５	議案第 38 号	令和８年度伊豆の国市教育委員会の事務事業に関する自己点検・評価報告書（令和７年度執行分）の承認について
日程第６	議案第 39 号	伊豆の国市市民交流センターの開館日の変更について
日程第７	議案第 40 号	伊豆の国市指定天然記念物の指定解除について

８　閉　会（教育長）

出　席　者　　教育委員会　教育長　　菊　池　之　利

同　　委　員　　岩　田　幸　晴

同　　委　員　　前　田　泰　宏

同　　委　員　　宮　代　麻衣子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡　邉　直　人
教育施設整備課長	植　松　明　久
幼児教育課長	真　野　さつき
生涯学習課長	近　藤　卓　哉
歴史・文化課長	工　藤　雄一郎
学校教育課統括監	杉 﨑 こ と み
学校教育課教育支援監	佐　藤　孝　範
総務課長	秋　山　貴　宏

会議に出席した事務局の職氏名

教育部参与兼学校教育課長	大　澤　　努
教育総務係長	田　村　由　美

9　その他（進行：学校教育課長）

①小・中学校の児童・生徒の問題行動について

②次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和８年 10 月 30 日（金）　午後３時 00 分～

場所：あやめ会館２階　会議室

日時：令和８年 11 月 25 日（水）　午後３時 00 分～

場所：あやめ会館２階　会議室

■大澤学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

＜略＞

■菊池教育長

本日は、３人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和８年教育委員会９月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と宮代委員にお願いいたします。

■大澤学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日９月 25 日、１日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。本日１日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会８月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

＜略＞

■大澤学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第１　報告第 32 号「文化財保護事務の市長部局への移管について」の説明をお願いします。

■秋山総務課長

総務課の秋山です。よろしくお願いいたします。

本件につきましては、本年８月４日に開催されました令和８年度第１回伊豆の国市総合教育会議におきまして、検討状況について御報告させていただいたところです。

その後、市内部の検討におきまして、移管する方向で調整を進めることといたしましたので、本日、改めて御報告させていただき、御意見をいただきたいというものです。

報告第 32 号の別紙をご覧ください。

内容は、総合教育会議でご覧いただきましたものとほぼ同じですので、変わった部分のみ御説明させていただきます。

まず、要旨ですが、検討状況を報告するとしていましたところを、移管する方向で調整することとしています。

次に、内容の１の四角い枠で囲った次の段落となりますが、その後、関係機関からの意見や本年８月４日に開催された総合教育会議での意見交換の結果も踏まえ、令和９年度から移管する方向で調整することとした、としています。

２、移管までのスケジュールにつきましてはほぼ変わっていませんが、１点、参考までに申し上げますと、10 月の教育委員会において市長部局への移管に際し必要となる条例案をお示しし、12 月議会に提案することに対する承認をいただきたいと考えています。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

■前田委員

移管後は、こちらの教育委員会に「いずしる」や文化財関連の議案や報告は上がってこなくなるのでしょうか。

■秋山総務課長

はい、その通りです。

■前田委員

「いずしる」が今後どのように教育に関わっていくのかについては気になるところですので、毎回でなくても構いませんから、教育委員会に報告がされるような仕組みを作っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

■秋山総務課長

関係機関からも学校教育との連携につきまして御意見などをいただいておりますので、その点

に関しましては、定例教育委員会での報告事項とするか別途個別の御報告とするかはわかりませんが、報告の機会は確保してまいります。

■前田委員

ありがとうございます。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第２　報告第 33 号「令和８年度伊豆の国市議会９月定例会提出議案の議決について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

報告第 33 号でございます。

９月定例会に提出いたしました議決案件につきましては、記載のとおり１件目が補正予算関係、２件目と３件目が幼児教育課関係、４番から 12 番までが使用料の改正等に伴うものでございますが、すべて議決されましたことを御報告いたします。

以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第３　報告第 34 号「伊豆の国市立学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

報告第 34 号でございます。

こちらも総合教育会議の中で若干お話しさせていただきましたが、このたび「伊豆の国市立学校の在り方検討委員会設置要綱」を令和８年８月 20 日付で教育委員会告示第 20 号として制定いたしましたので、御報告いたします。

内容につきましては、１ページをご覧ください。

委員の皆様には既に御説明しておりますが、少子化が進行する中で子どもたちにとってより良い教育環境を維持するため、学校の適正規模や適正配置、これからの学校の在り方について協議するための検討委員会を設置すべく、本要綱を制定いたしました。

なお、所掌事項といたしましては、（１）本市の教育環境の現状および課題の把握、（２）今後の小中学校の適正規模および適正配置についての協議、（３）これからの学校の在り方全般について

の協議、（４）これらを実現するための教育環境の整備についての検討、となっております。

委員の構成につきましては、全体で 15 人としております。（１）は「識見を有する者」として、静岡大学の武井教授にお願いする予定です。（２）としては小中学校の教職員を代表する者、（３）は小中学校の児童生徒および未就学児の保護者を代表する者、（４）は公共的団体を代表する者として区長会や子ども・子育て会議からの代表者、（５）は公募による市民３人以内とし、これらを含めて 15 人以内で組織いたします。

各条文の詳しい条建ての要綱につきましては、２ページおよび３ページに記載のとおりです。９月は公募期間として３人の募集を行い、10 月に選定および面接を実施したうえで、11 月から検討委員会をスタートさせたいと考えております。

以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

＜質疑＞

■前田委員

公募による委員は、現在のところ応募状況はいかがでしょうか。

■大澤学校教育課長

現時点でちょうど３人の応募がございます。

事務局といたしましては、ぜひ若い方にも御参加いただきたいと考えておりますので、今後は「二十歳の集い」のメンバーだった方などにも、お声掛けをさせていただこうと考えております。

■前田委員

その応募者の中から３名を選ぶ形でしょうか。

■大澤学校教育課長

その予定でございます。

■前田委員

ありがとうございます。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第４　報告第 35 号「伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

幼児教育課の真野です。報告第 35 号　伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について、令和８年８月 26 日に当該要綱の一部を改正し、対象となる民間施設に対し通知したので、御報告をさせていただきます。

本要綱は、保育士等の業務負担軽減等のため、保育補助者等を雇用した民間保育所等の代表者に対し、補助金を交付することを定めております。

改正理由ですが、国の補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、市の要綱も改正する必要が生じたことによります。

１ページの伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の改正の概要等をご覧ください。表の右側が改正前の額、左側が改正後の額になります。

１つ目の対象は、保育体制強化事業で保育所又は幼保連携型認定こども園において、１施設当たりの月額を保育士支援者の配置は 11 万 7,000 円に、園外活動時の見守り等は４万 7,000 円に、スポット支援員の配置は４万 7,000 円にと単価の引き上げを行いました。

また、小規模保育事業所において、１施設当たりの月額を園外活動時の見守り等は４万 7,000 円に単価の引き上げを行いました

２つ目の対象は、保育補助者雇上げ強化事業で、利用定員が 121 人未満の施設等につきましては、保育補助者の経験年数により額を区分し、１施設当たりの年額を 196 万 3,000 円から 327 万 2,000 円までと、単価の引き上げを行いました。

同じく、利用定員が 121 人以上の施設等につきましても、１施設当たりの年額を 392 万 6,000 円から年額 654 万 4,000 円まで単価の引き上げを行いました。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第５　議案第 38 号「令和８年度伊豆の国市教育委員会の事務事業に関する自己点検・評価報告書（令和７年度執行分）の承認について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

議案第 38 号でございます。

「令和８年度伊豆の国市教育委員会の事務事業に関する自己点検・評価報告書」につきまして、毎年実施している評価となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第１項において、教育に関する事務の管理及び執行の状況については点検および評価を行い、自己点検評価委員の意見を取りまとめた報告書

を教育委員会で承認のうえ、議会に提出することとされております。

このたび報告書が完成いたしましたので、内容について御説明いたします。

それでは、報告書の１ページ目をご覧ください。こちらには、先ほど申し上げた根拠法令等を記載しております。

２ページから４ページは、評価対象となる項目の一覧です。

まず、２ページの「大項目１」としまして、教育委員会の活動に対しての「中項目」があり、（１）から（６）までの項目があります。

３ページは、大項目が「教育委員会が管理・執行する事務」であり、（７）から（２３）までの項目があります。

４ページは、大項目が「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」で、個別具体的な事業内容として（24）から（36）までの項目があります。

これらの項目につきまして、５ページにありますとおり、３名の評価委員に評価していただきました。代表委員は学校長経験者の相馬先生、２人目は長岡北小学校長で現在小中学校の校長会長を務めております山﨑校長、３人目は市Ｐ連会長の前田委員です。

７月 16 日と９月８日の計２回、評価委員会を開催し、評価を行っていただきました。

続きまして、具体的な評価内容になります。

６ページから８ページまでは、大項目１の「教育委員会の活動」に関する内容となっています。こちらは教育委員会として実施すべき事項ですので、活動の実績とその改善等についての記載となっています。

９ページから 10 ページまでは、大項目「教育委員会が管理・執行する事務」に関する内容です。こちらも法的に教育委員会が管理・執行すべき事務ですので、自己点検の実績確認等の項目となっています。

11 ページ以降は、教育委員会の業務分類ごとの施策です。11 ページから 16 ページまでが項目ごとの評価となっており、実績と改善点、および評価を記載しています。

全体としては、昨年度と比べてＡ評価となったものが昨年度の 14 から今年度は 15 に増加し、Ｂ評価となったものが昨年度の 5 から今年度は 4 に減少しました。昨年度よりもＡ評価が増加したことから、評価委員の皆様からは、教育委員会における事務の管理執行が適切に行われていることを確認いただいています。

評価委員によるコメントは 17 ページから 19 ページに記載されています。

特に 17 ページに「全体的な成果」として、市の施策と教育行政の方針の共有の仕組みが整っており、教育・保育・子育て支援を切れ目なく実践し、教育行政が学校だけで完結を目指すのではなく、部局の連携により明確に家庭や地域支援と結び付いている点が本市の強みと言えます。と記載

があり、市長部局や福祉部局との連携について評価をいただいています。

また、「特色ある事業」としまして、伊豆の国歴史館「いずしる」の開館をはじめとする社会教育資源の活用は、学校教育や地域学習との接続となり、歴史のまちとしてのシビックプライドの醸成に向けて大きく前進している。との評価をいただいています。

さらに、誰もが学び続けられる環境整備には、長期的展望、国や県との調整、限られた経営資源の持続可能な形での運用、新しい関係性の団体や若い世代を含めた担い手づくりが不可欠であり、福祉や防災などの危機管理も含めた横断的な連携の重層的な広がりを期待しています。との御意見を頂戴しました。

先ほど「いずしる」のお話もありましたが、これをきっかけとしたシビックプライドの醸成や、防災等も含めた長期的展望への期待が込められたコメントとなっています。

最後に、20 ページにはこれらの評価を受けた教育長のコメントを記載しています。

このような内容で評価を受けましたので、御報告します。

以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 38 号「令和８年度伊豆の国市教育委員会の事務事業に関する自己点検・評価報告書（令和７年度執行分）の承認について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第 38 号「令和８年度伊豆の国市教育委員会の事務事業に関する自己点検・評価報告書（令和７年度執行分）の承認について」は、承認されました。

続きまして、日程第６　議案第 39 号「伊豆の国市市民交流センターの開館日の変更について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課の近藤です。議案第 39 号「伊豆の国市市民交流センターの開館日の変更について」説明いたします。

伊豆の国市市民交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第３条の規定に基づき、伊豆の国市市民交流センターの開館日を変更し、別紙のとおり休館日とするものです。

資料の２ページをご覧ください。

はじめに、１の要旨ですが、現市民交流センターが旧田京幼稚園へ移転し、令和９年４月１日から供用開始することに伴い、移転作業及び新施設の開館準備を行う必要があります。

そのため、伊豆の国市市民交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第３条の規定に基づき、市民交流センターの開館日を変更し休館日とするものです。

２の休館する施設は、市民交流センター（大仁くぬぎ会館）となります。

３の開館を休館とする期間及び４の最終開館日ですが、休館期間は、令和９年２月 23 日火曜日から令和９年３月 31 日水曜日までとなります。

なお、令和９年２月 22 日が月曜日で休館日となりますので、最終開館日は令和９年２月 21 日、日曜日までとなります。

５の休館日とする理由につきましては、こちらに記載したとおりとなりますので御確認ください。

６のその他として、市民への休館日のお知らせは、市ホームページ、広報紙、館内掲示などで使用者に周知します。

以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

＜質疑＞

■岩田委員

岩田です。参考までに、市民交流センターの稼働状況はいかがでしょうか。毎日どなたかが利用されている状況でしょうか。

■近藤生涯学習課長

本日、手元に資料を持ち合わせておりませんので、はっきりしたことはここで申し上げられません。

■岩田委員

課長が普段ご覧になっている感覚で結構です。

■近藤生涯学習課長

利用状況といたしましては、それなりに利用されている印象です。

移転先にはございませんが、現在の施設では調理室の利用や会議室の利用が多い状況です。会議室につきましては、現在の施設は部屋同士を一体化して使用できる構造になっているため非常に利便性が高いのですが、移転先にはそうした構造がないため、大規模な総会などの開催が難しくなります。

そのため、移転先の施設での利用者数は、くぬぎ会館と比べると若干少なくなるのではないかと見込んでおりますが、その分あやめ会館など他の施設の利用が増えていくのではないかと考えております。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 39 号「伊豆の国市市民交流センターの開館日の変更について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第 39 号「伊豆の国市市民交流センターの開館日の変更について」は、承認されました。

続きまして、日程第７　議案第 40 号「伊豆の国市指定天然記念物の指定解除について」の説明をお願いします。

■工藤歴史・文化課長

議案第 40 号「伊豆の国市指定天然記念物の指定解除について」、歴史・文化課工藤より説明いたします。

伊豆の国市指定文化財（天然記念物）である「美女桜」が、令和８年４月９日の風雨の被害により、根本から倒れました。それを受けて、所有者である宗教法人西琳寺から、令和８年４月 21 日付で滅失届が提出され、倒木の除去が実施されました。

本物件は、「伊豆の国市指定文化財及び伊豆の国市選定保存技術の指定（認定）及び選定（認定）基準」史跡名勝天然記念物指定基準　天然記念物の部　２植物　（１）名木に該当します。

そのため、樹木そのものが滅失したことに伴い、指定を解除することが妥当であります。これを受けて、５月の定例教育委員会にて、文化財保護審議会へ指定解除の是非について諮問することを了承いただきました。

去る９月６日（日）、伊豆の国市文化財保護審議会に対し、伊豆の国市文化財保護条例第 34 条の規定に基づき、伊豆の国市指定天然記念物の指定解除について諮問いたしましたところ、３ページのとおり指定解除が適当であるとの答申を得ました。

つきましては、答申のとおり、天然記念物の指定を解除いたしたく、お諮りするものです。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 40 号「伊豆の国市指定天然記念物の指定解除について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第 40 号「伊豆の国市指定天然記念物の指定解除について」は、承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、９月定例会を閉会といたします。

令和８年 10 月　　月

署名委員

署名委員